

【2013. 9月議会】

一般質問骨子（一問一答）

小山哲夫

## 1. 消費税の増税について

- (1) 消費税の増税は、前回（1997年4月）以上の打撃を暮らしと経済に及ぼすのは確実と思うが市長の見解は。
- (2) 消費税の増税が必要だと考えている人の中にも、「来年4月の増税は国民生活や日本経済を悪化させることになる」という懸念や反対の声が聞かれる。来年4月からの消費税増税に対する市長の見解はどうか。
- (3) いま求められるのは消費税増税を中止し、①税制のあり方を、所得や資産に応じて負担するという「応能負担の原則」に立って改革し、富裕層・大企業優遇税制を改めること、②国民の所得を増やす経済の立て直しで、税収そのものが増えていくようにして、財源を確保することなど、社会保障問題、財政危機、経済危機を一体に解決する経済政策、財源対策に転換することと思うが、市長の見解は。

## 2. 子ども・子育て支援の新制度について

- (1) 子どもの権利条約第3条第1項の「子どもにかかわるすべての活動において、・・・子どもの最善の利益が第一次的に考慮される」について、市長はどのような理解か。
- (2) 多くの保育関係者の要望を受けて挿入された新児童福祉法24条1項の意義は大きく、その意義を踏まえた新制度の設計、運営こそ求められていると考えるがどうか。
- (3) 多くの保護者が環境の整った保育所への入所を希望していることを踏まえた対応を行うべきと考えるがどうか。
- (4) 「新制度」では、保育所等で受けることのできる保育は、認定された保

育時間を上限としたものに限定されることになり、子どもたちの一日の生活を保障する場から必要な時間だけ預かる場へと、保育所の役割が変化するとともに、継続的な保育保障ができない可能性があるが、どのような見解か。

(5) 企業の参入について

ア. 新潟市は待機児童ゼロといわれる。待機児童ゼロを継続してきた努力の内容と、その評価、今後の展望について問う。

イ. 新潟市の保育所への企業参入の現状はどうか

ウ. 新制度は企業参入を促進し、保育のサービス事業化を進めるものだが、待機児が発生していなければ、自治体は企業参入を拒(こば)むことが法的に可能と思うが見解は。

(6) 国及び新潟市に設置された「子ども・子育て会議」は、国と地方が双方向的に論議を尽くせるようにすべきと考えるがどういう認識か。

(7) 子育て家庭の子育て支援の利用状況や利用希望等を把握する「ニーズ調査」について

ア. 国が示した「調査票のイメージ」で、潜在的なニーズが把握できると考えているか。

イ. 聞き取り調査も実施すべきではないか。

(8) 学童保育について

ア. 「新制度」の位置付けを踏まえ、共働き・一人親家庭等の子どもたちの毎日の生活の場である学童保育、働きながら子育てする家庭を支える学童保育のいっそうの充実をめざした取り組みを進めるべきと考えるが、どのような見解か。

イ. 児童福祉法の改正で、対象児童を6年生までの「小学生」に引き上げることとなった。新潟市は、100名を超える大規模ひまわりクラブ

も多いが、どのように実施していく考えか。

### 3. 社会資本の老朽化について

- (1) 社会資本の老朽化は、放置すれば住民の生命や財産に大きな影響を与え、維持補修費や更新に多くの人員と予算を必要とする問題であるが、市長の認識はどうか。
- (2) 事実を正確に把握し、客観的事実として把握と開示が必要だが、今年度作成の「財産白書」がそうしたものとなるのか。
- (3) 更新投資金額の目安を得たうえで、「公共施設マネジメント白書」などの利用データを活用して具体的な行動計画の策定が必要だが、「財産経営推進計画」がそうしたものとなるのか。
- (4) 「財産白書」の作成および「財産経営推進計画」も三菱総合研究所に委託したが、こうした白書づくりは、民間コンサルタントに依存するとどこでも同じものができてくるが、新潟市の主体性についてどのように考えているか。
- (5) 今回は公共施設に限ったものだが、道路や橋梁、下水道や水道の管きよなどを含めた「白書」の作成は行うのか。
- (6) 組織体制の充実について
  - ア. 「公共施設の専門的部署を本年度財務部内に立ち上げた」という。情報が集中し責任が明確化する利点があるが、担当といえども多くの部署の一つに過ぎず、それぞれの施設の権限は従来通りだとすると、結局縦割りの弊害から抜けられない欠点があるが、どのように考えているのか。
  - イ. 一元的に進め、縦割りの「利益誘導的」な意見を出しづらくするためにも公式な場で議論することが必要。教育長や各部長を含む庁議において決定する体制を取るべきと考えるがどうか。
  - ウ. 担当部署だけでなく、調整権限のある部署が関与することが必要と考え

るがどうか。

- エ. 行政内部の検討や調整だけでは、どうしても主観的な判断から逃れられない。客観的な立場から社会資本の老朽化対策を進めるための第三者委員会の設置が必要と考えるがどうか。

(7) 情報公開と市民参加について

- ア. 市民には、自分の生命や財産に重大な影響を及ぼすことを知る権利があることから、把握段階から、できるだけ情報公開していく必要があると考えるがどうか。
- イ. 情報を得た市民は、積極的に議論に参加することが求められるが、市民参加についての見解は。
- ウ. 住民参加の方法はいろいろある。選挙や住民投票についてはどう考えているか。
- エ. 第三者委員会に市民委員として参加することについての見解は。
- オ. 住民を対象とした討論会の開催も必要と考えるがどうか
- カ. 市民参加は決定前の段階だけでなく、決定後の実施していく過程こそ市民参加が必要と考えるがどうか。

- (8) 公共事業は、新規の大型事業はできるかぎり抑制し、既存施設・設備の維持更新をはじめとした老朽化・耐震化対策に、思い切って重点を移すべきと考えるが市長の見解は。

以 上